

岐阜県文化芸術振興基本条例（平成二十年岐阜県条例第三十九号）新旧対照表

（新）

第一条 略

（基本理念）

第二条 略

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 から5 まで 略

6 文化芸術の振興に当たっては、本県の文化芸術が広く発信されるよう、文化芸術を通じた国内外の地域との交流の推進が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

第三条から第五条まで 略

（基本計画）

第六条 県は、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 文化芸術振興施策についての基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、懇話会等を設置し有識者の意見を聴くとともに、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（旧）

第一条 略

（基本理念）

第二条 略

2 文化芸術の振興に当たっては、県民が等しく、文化芸術にかかわる機会を持ち、

これを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 から5 まで 略

第二条から第五条まで 略

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第七條及び第八條 略

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第九條 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者が行う文化芸術に関する創造的活動、公演等への支援、これらの者による文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十條 略

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第十一條 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、体験学習等文化芸術に関する教育の充実、文化芸術団体等による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(伝統文化の継承及び発展)

第十二條 県は、市町村、企業、団体、教育機関、個人等の多様な主体と連携し、伝統芸能、文化財その他の伝統文化が適切に保存、継承及び活用されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十三條及び第十四條 略

(その他文化芸術の振興)

第十五條 県は、第七條から前条までに定めるもののほか、文化芸術の振興を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十六條 略

附 則 略

第六條及び第七條 略

第八條 略

(伝統文化の継承及び発展)

第九條 県は、
、
伝統芸能、文化財その他の伝統文化が適切に保存、継承及び活用されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十條 及び第十一條 略

(その他文化芸術の振興)

第十二條 県は、第六條から前条までに定めるもののほか、文化芸術の振興を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十三條 略

附 則 略